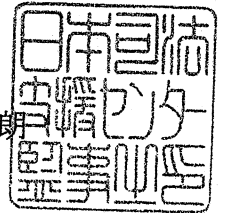


平成 23 年 6 月 27 日

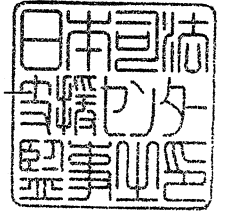
日本司法支援センター  
理事長 梶谷 剛 殿

日本司法支援センター

監事 羽 田 悦 朗



監事 藤 原 藤



平成 22 年度監事監査の結果について

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づき実施した平成 22 年度監事監査について、同規程第 10 条第 1 項の規定により監査結果報告書を作成したので、別紙のとおり提出します。

## 別紙

### 平成 22 年度監事監査結果報告書

#### 第 1 監査の種類

綜合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づく定期監査

#### 第 2 監査の対象

日本司法支援センターにおける業務の運営・執行状況及び会計処理状況

#### 第 3 監査対象期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

#### 第 4 監査項目

- 1 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- 2 中期計画及び年度計画の実施状況
- 3 組織の管理及び制度全般の運営状況
- 4 業務運営の効率化の状況
- 5 財務諸表及び決算報告書の適否
- 6 資産の取得、管理及び処分の状況
- 7 その他業務に関する重要な事項

#### 第 5 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (2) 執行部会への定期的な出席、監事監査規程第 11 条に基づき監事に回付される各種文書（会計監査人作成の監査報告書、内部監査規程第 12 条に基く監査報告書等を含む。）の点検、本部並びに地方事務所等の職員からの説明聴取等の方法により、第 4 記載の監査項目について、監査を実施した結果、いずれの点についてもおおむね問題はなく、業務の運営・執行は適正かつ効率的に、また、会計処理は適正に行われていると認める。

## 第6 要望事項

要望事項は次のとおりである。

- (1) 被疑者国選弁護報酬の不正請求事案の発生に鑑みて、被告人国選弁護報酬の不正請求の有無及び内容について、一部、調査が開始され、また、その再発防止策も検討されているが、可及的速やかに必要な調査を完了し、再発防止策を実施することが望まれる。
- (2) ある地方事務所において被疑者国選弁護における報酬請求に関する報告期限を徒過した報告を期限内になされた報告として処理した事案が発生したことに鑑み、同種事案の発生を防止するため、コンプライアンス向上に関する具体的方策を速やかに策定することが望まれる。
- (3) 法テラスが発足後間もない組織であることに鑑み、業務上専門的技術的知見を要するがそのような知見を備えた職員の不足している部署（特に会計課・情報システム管理課）の人事に関しては、業務の効率性、正確性の向上を図るため、「専門的技術的知見を有する職員の早期の育成」という観点を追加することが望まれる。
- (4) 法テラスが本部、地方事務所、支部、出張所、法律事務所等多数の会計単位を有する法人であることを考慮し、各会計単位の会計責任者、担当者が未だ必ずしも会計事務に習熟していない現状に起因する年度決算業務の遅延を防止し、また、本部会計課の年度決算事務の負担を軽減するため、各会計単位の会計責任者、担当者に対する会計業務に関する研修・指導を一層充実させて頂きたい。

また、平成23年度に予定されている財務会計システムへの移行に伴い、各会計単位の会計責任者、担当者に対し十分な研修・指導を実施し、新システムに対応した会計処理マニュアルを整備すること等により、システム移行に伴う会計事務に関する混乱が生じないように十分な配慮が望まれる。